

男女共同参画を推進するための基本的施策（条例第10条～第20条）

～町長及び町が実施する施策について定めます～

基本計画（条例第10条）

【条文の概要】

町長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を、住民の意見を尊重し定めます。

施策の策定（条例第11条）

【条文の概要】

町は、男女共同参画推進の施策を実施するに当たり、住民への情報提供、必要な調査研究、施策の実施状況についての報告書作成などを行います。

教育の分野における施策（条例第12条）

町は、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成その他男女共同参画の推進のために必要な施策を講じます。

性と生殖に関する健康と権利の確保（条例第13条）

町は、性と生殖に関する健康と権利が十分に確保されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

農林業、商工業等の分野における施策（条例第14条）

町は、農林業、商工業及びサービス業の分野で、男女が共に充実感を持って働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めます。

防災及び復興分野における施策（条例第15条）

町は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被害者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講ずるよう努めます。

家庭生活とその他の活動の両立支援（条例第16条）

町は、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立できるよう必要な環境整備に努めます。

積極的改善措置（条例第17条）

【条文の概要】

町は、関係機関と協力し、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる分野の活動において、男女間の格差を解消するよう努めます。

性別による人権侵害に対する支援（条例第18条）

町長は、性別による人権侵害行為に関する相談者に対し、関係機関との連携の下に必要な支援を行います。

苦情及び意見（条例第19条）

【条文の概要】

町長は、男女共同参画に関する施策などへの苦情や意見について、関係機関と調整し、適切な対応を行います。

国際社会との協調（条例第20条）

町は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、住民及び事業者が国際交流を図ることができるよう支援に努めます。

この他、「柴田町男女共同参画推進審議会」（条例第21条）の設置について定めています。

柴田町男女共同参画推進条例

平成24年4月スタート

心豊かで活力ある

男女

共同参画社会の実現へ

柴田町は、「柴田町男女共同参画推進条例」を制定し、平成24年4月から施行しています。

原案は、住民により組織された「柴田町男女共同参画推進条例を考える会」で検討されました。

難しい法令用語や馴染みのない用語をできるだけ分かりやすい表現に改め、「ですます調」を取り入れ、より身近に感じてもらえるよう条文を工夫しています。

条例前文

すべての人が、性別や年齢にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を発揮できる社会を実現することは、私たち住民の願いです。

柴田町では、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成10年に男女共同参画都市を宣言しました。また、男女共同参画社会基本法の精神に基づき、男女共同参画社会形成のための取組みを進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差が生じています。このような状況を改善し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、共に責任をもって築き上げる真の男女共同参画社会の実現が望まれます。

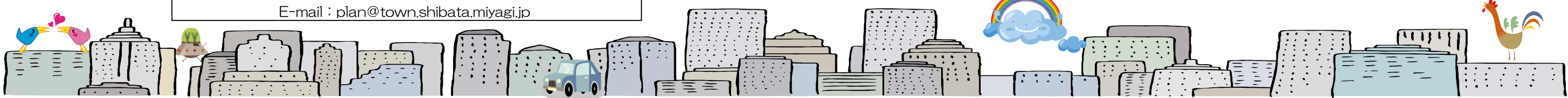
私たちは男女が平等な社会の実現を目指し、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画によりこの条例を制定します。

宮城県柴田町まちづくり政策課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL：0224-54-2111 FAX：0224-55-4172

E-mail：plan@town.shibata.miyagi.jp



条例の目的（条例第1条）

この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とします。

考え方（基本理念、条例第3条） 男女共同参画社会の実現のために必要な7つの決めごと

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害を持つ人その他の多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。

2. 暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。

3. 社会制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、すべての人が社会における活動の選択を自由に行えること。

4. 共同参画の機会確保

町の政策、地域及び事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとること。

5. 家庭生活及びその他の活動の両立

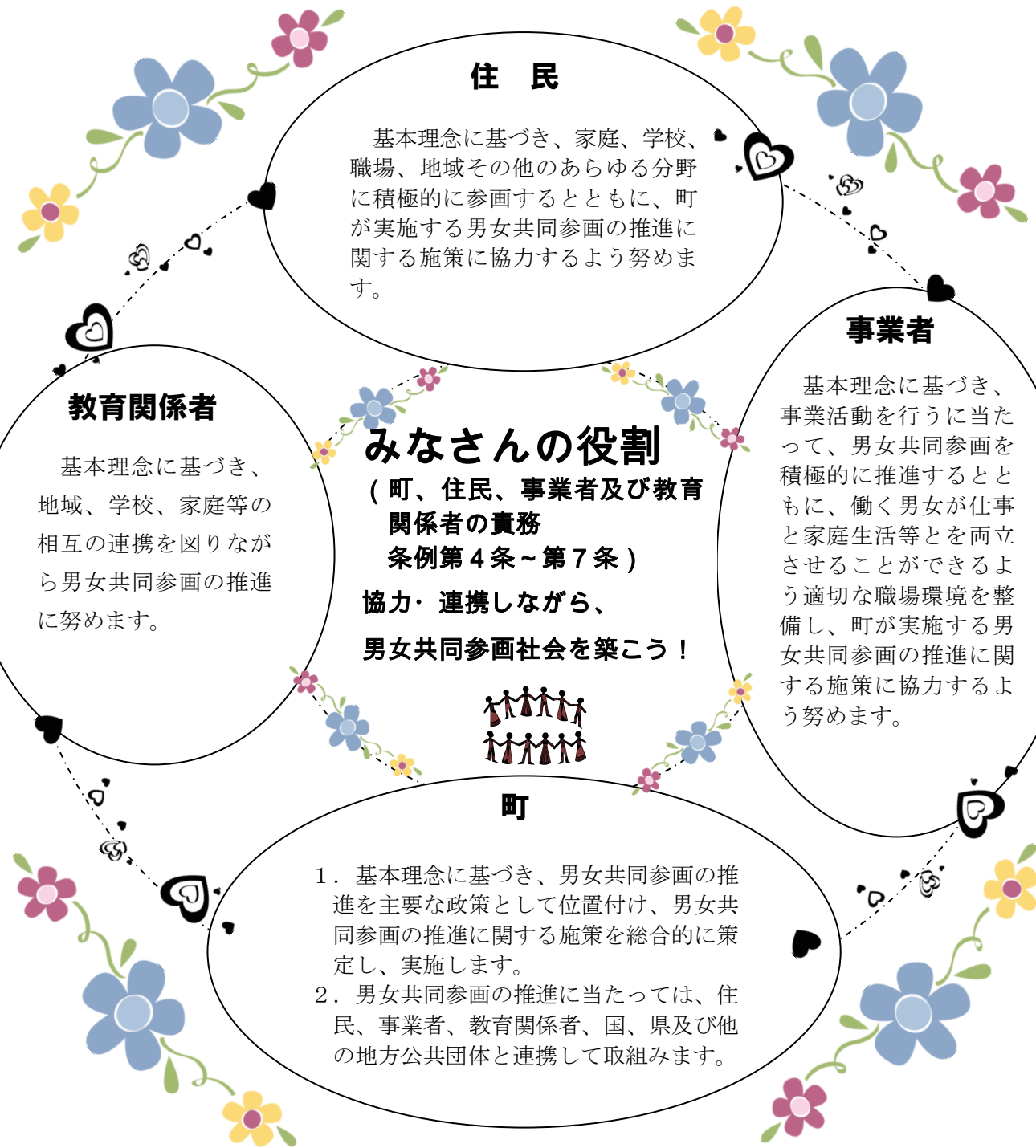
性別にかかわらず誰もが家族の一員として、社会的支援の下に子ども・青少年の養育、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立できるようにすること。

6. 性と生殖に関する健康と権利の確保

男女が互いに尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むこと。妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己選択及び自己決定権が尊重されること。

7. 国際社会との協調

国際社会の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。



1. 性別による権利侵害の禁止

- ①すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはなりません。
- ②すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

2. 情報に関する留意

すべての人は、住民に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

用語の説明 (定義・条例第2条)

男女共同参画

すべての人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を担うことをいいます。

住民

町内に居住する人、通勤又は通学をする人及び町内で活動する人をいいます。

事業者

町内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う個人及び団体をいいます。

教育関係者

学校教育、社会教育その他のあらゆる教育にかかわる人をいいます。

積極的改善措置

男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいいます。

性別による人権侵害行為

性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどをいいます。

セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)

相手の意に反する性的言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。

ドメスティック・バイオレンス (配偶者等への暴力)

配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。